失踪宣告

平成２１年（家）第１７７号
本籍滋賀県大津市南郷４丁目446番地89、最後の住所東京都中野区弥生町３丁目22の３天明荘１階
不在者　大西　繁子
昭和34年５月22日生
平成22年３月２日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第３２号
本籍高知県宿毛市小筑紫町大海2268番３号地、最後の住所高知県宿毛市小筑紫町大海2268番地３
不在者　岡崎　　生
昭和31年８月27日生
平成22年２月27日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所中村支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１８号
長野県伊那市美原7448番地116
債務者　酒井　和人
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　由美（登録名愛川）
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年６月９日午前11時30分
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４５号
佐賀県鳥栖市藤木町2096番地
債務者　株式会社権藤建設
代表者代表取締役　権藤　有倶
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長戸　和光
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４０６号
大阪府大東市氷野２丁目６番15号
債務者　株式会社一の木
代表者代表取締役　中尾　久夫
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６２号
宮崎県都城市都北町5938番地１
債務者　石神　憲一
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
４　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年６月11日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―801号
債務者　吉田タクシーこと　吉田　佳雄
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　正人
４　破産債権の届出期間　平成22年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０号
香川県高松市亀水町890番地１
債務者　蓮井三千男
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　正則
４　破産債権の届出期間　平成22年４月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
岩手県一関市千厩町磐清水字北山22番地２
債務者　佐藤　芳雄
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千田　　實
４　破産債権の届出期間　平成22年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第８２５号
奈良市大安寺６丁目９番14号
債務者　榎本　利一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　卓司
４　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
徳島県小松島市立江町字青森88番地
債務者　勝瀬　桂子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
４　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
奈良市桂木町16番406号
債務者　林　　裕一
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三村　英子
４　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
奈良市東九条町834番地の１―16―108号
債務者　中　惠美子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
４　破産債権の届出期間　平成22年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前11時45分
６　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
青森県八戸市城下３丁目２番78号、前住所青森県三沢市美野原３丁目31番地3757号
債務者　安田　昭夫
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤口　英司
４　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係